

岡山県介護保険制度推進委員会資料

平成29年3月21日（火）

岡山県保健福祉部長寿社会課

資 料 目 次

ページ

1	岡山県介護保険制度推進委員会設置要綱	1
2	岡山県介護保険制度推進委員会介護サービス評価部会 設置要項及び委員名簿	2
3	第6期介護保険事業支援計画に係る平成28年度主要事業 の主な取組状況	4
4	特別養護老人ホームの入所申込者数について	22
5	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の 一部を改正する法律案（概要）	24
6	第7期岡山県介護保険事業支援計画の策定等	28
7	参考資料	
	全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（抜粋） （平成29年3月10日開催）	30

岡山県介護保険制度推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 介護保険制度の円滑な推進及び岡山県介護保険事業支援計画・岡山県高齢者保健福祉計画の進捗状況の進行管理について関係者の幅広い参画により審議・検討を行うため、岡山県介護保険制度推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 岡山県介護保険事業支援計画の進行管理に関すること。
- (2) 岡山県高齢者保健福祉計画の進行管理に関すること。
- (3) 事業者指導・サービス評価の実施方策に関すること。
- (4) 身体拘束ゼロ作戦の推進方策に関すること。
- (5) その他介護保険制度の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員16名以内で組織する。

- 2 委員は、保健・医療・福祉の学識経験者、保険者・被保険者の代表、サービス事業者等のうちから知事が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長1名及び副会長1名を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会には、必要に応じて部会及び専門部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(費用の弁償)

第8条 委員の会議出席に要する費用は、岡山県が弁償する。

- 2 前項に規定する費用弁償の額及び支給方法は、別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、岡山県保健福祉部長寿社会課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第5条第1項の規定にかかわらず、平成19年度指定に係る委員の任期は平成21年3月末までとする。
- 2 この要綱は、平成19年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

岡山県介護保険制度推進委員会介護サービス評価部会設置要項

(目的)

岡山県介護保険制度推進委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第6条第2項の規定に基づき、介護サービスの質の向上を図るため、委員会に介護サービス評価部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

部会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 介護サービスの評価のあり方に関すること。
- (2) 介護サービスの評価基準に関すること。
- (3) 介護サービスの第三者評価の実施方策に関すること。
- (4) その他介護サービスの評価に必要な事項に関すること。

(組織)

- 1 部会は、委員9名以内で組織する。
- 2 委員は、委員会委員のうちから委員会が選任する。
- 3 部会は、必要に応じて評価に関するアドバイザー等を招聘し、その意見を聞くことができるものとする。

(部会長及び副部会長)

- 1 部会に、部会長1名及び副部会長1名を置き、委員の中から互選する。
- 2 部会長は部会を代表し、会務を総括する。
- 3 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

平成28年度介護サービス評価部会委員名簿

	氏 名	役 職 等	摘 要
学識経験者	江澤 和彦	岡山県医師会理事	
	平松 卓雄	岡山県社会福祉協議会常務理事	
サービス 事業者代表	小泉 立志	岡山県老人福祉施設協議会会長	
	石本 傳江	岡山県訪問看護ステーション 連絡協議会会長	
	生本 覚	(社)日本福祉用具供給協会 中国支部 岡山県ブロック長	
	福嶋 啓祐	岡山県老人保健施設協会理事	
	服部 巳貴	岡山県介護支援専門員協会理事	
利用者代表	尾崎 善規	認知症の人と家族の会 岡山県支部代表	

第6期介護保険事業支援計画に係る平成28年度の主な取組状況

○ 地域包括ケアシステム構築のための市町村支援

I	在宅医療と介護の連携の推進
1	在宅医療と介護を支える人材の育成
2	在宅医療と介護を支える体制の整備
(1)	協議会の設置
(2)	在宅医療の充実と関係機関の連携の促進
(3)	晴れやかネット
3	市町村の取組支援
4	県民の理解の促進及び意思の尊重
II	認知症施策の推進
1	認知症の人への医療・介護サービスの提供体制の整備
(1)	早期診断等を行う医療機関の整備
(2)	認知症サポート医の養成
(3)	医師等の認知症対応力の向上
(4)	認知症ケアに携わる介護人材の育成
2	認知症の人を地域で支える体制の整備
(1)	認知症サポーター等の養成
(2)	認知症の人とその家族への支援
(3)	市町村の取組の支援
(4)	若年性認知症の人への支援
(5)	市民後見の推進
(6)	行方不明の認知症高齢者への対応
3	高齢者虐待の防止
III	地域ケア会議の推進
1	自立支援のための地域ケア会議の普及促進
2	多職種協働の促進
IV	中重度者を支える在宅サービスの普及促進
1	中重度者を支える在宅サービスの状況
2	新規参入の促進に向けた取組
V	地域支援事業の推進
1	新総合事業等の円滑な推進
(1)	好事例等の情報収集と発信
(2)	技術的助言
2	地域包括支援センターの機能強化
VI	介護予防・生活支援サービスの基盤整備の推進
1	生活支援コーディネーターの養成
2	高齢者等への普及啓発
3	NPO・ボランティア団体等のネットワーク形成の支援
VII	介護予防の推進
1	岡山県介護予防市町村支援委員会の運営
2	リハビリテーション専門職の広域調整
3	健康寿命の延伸
(1)	高齢者の「低栄養」「脱水」の予防
(2)	高齢者の日常生活の活発化
4	活動の支援と社会参加の促進
(1)	老人クラブの活動支援
(2)	シルバー人材センター事業の支援
(3)	ねんりんピック

○ 人材の確保に向けた取組

I	介護職員
II	訪問看護職員
III	介護支援専門員

I 在宅医療と介護の連携の推進

医療サイドからのアプローチによる在宅医療・介護連携に係る主な事業 (平成28年度)

	事業名	事業の概要	事業の実施主体
1	岡山県在宅医療推進協議会 〔直営事業〕	県民が住み慣れた地域で、望ましい療養生活ができる社会の実現に向け、医療・介護サービス関係団体の代表者等で構成する在宅医療推進協議会において、関係団体との協働に向けた合意形成と連携を進める。	岡山県 (医療推進課)
2	医療介護連携体制整備事業 〔補助事業〕	医療機能分化と連携の推進・地域包括ケアシステムの構築に向けて、県医師会が、研究会を設置して課題の整理とその対策の企画立案を行うとともに、コーディネーターを配置して地区医師会や市町村への支援を行う。	県医師会
3	在宅移行円滑推進事業 〔委託事業〕	病院関係者に在宅看取りを含めた在宅医療・療養についての知識を普及し、在宅移行に向けた家族等への説明や退院前の在宅医療・介護関係者との連絡調整が的確に行われる体制の構築を図る。	県病院協会
4	訪問薬剤管理指導を推進するための体制整備と普及啓発事業 〔委託事業〕	訪問薬剤管理指導を推進するため、薬剤師に対する技術向上研修を行うとともに、訪問薬剤管理指導の実態把握を基に、推進するための体制整備を行う。また、住民に対する普及啓発を行う。	県薬剤師会
5	新卒訪問看護師育成プログラム作成・定着事業 〔補助事業〕	看護職員養成校の新卒看護師を対象とする訪問看護師養成プログラムを作成し、訪問看護ステーションが雇用した新卒看護師に対して、これに基づく研修を実施し、2年間で自立して活動できる人材を育成する。	県看護協会
6	訪問看護推進事業 〔委託事業〕	訪問看護推進協議会の設置・運営、訪問看護ステーションの看護師の研修、訪問看護管理者の研修、在宅医療・訪問看護の普及啓発等を実施し、訪問看護の推進を図る。	県訪問看護ステーション連絡協議会
7	医療介護多職種連携人材育成事業 〔委託事業〕	介護関係職種を中心に医療の基礎的な知識や医療連携のあり方等に関する研修を行い、多職種協働で在宅医療を担える人材を育成する。	県介護支援専門員協会
8	晴れやかネット拡張機能(ケアキャビネット)整備事業 〔委託事業〕	晴れやかネットの運営主体である一般社団法人医療ネットワーク岡山協議会への委託により、晴れやかネット拡張機能(医療・介護関係職種の情報共有システム)のシステム改修、利用促進の普及を行い、多職種での連携を図る。	一般社団法人 医療ネットワーク 岡山協議会

**「医療サイドからのアプローチによる在宅医療・介護
連携に係る主な事業」(平成28年度)の補足説明**

○岡山県在宅医療推進協議会（直営事業）

協議事項	在宅医療の確保及び連携体制の構築に関する事項 その他在宅医療の推進に必要な事項
構成団体	(国)岡山大学 (公社)岡山県医師会 (一社)岡山県薬剤師会 (一社)岡山県訪問看護ステーション連絡協議会 岡山県医療ソーシャルワーカー協会 (公社)岡山県栄養士会 (一社)岡山県老人保健施設協会 岡山県障害福祉施設等協議会 地域包括支援センター 岡山県市長会 (一社)岡山県病院協会 (一社)岡山県歯科医師会 (公社)岡山県看護協会 (一社)岡山県介護福祉士会 岡山県老人福祉施設協議会 (NPO)岡山県介護支援専門員協会 岡山県保健所長会 岡山県町村会
開催状況	平成28年11月22日(火) 県及び各団体の在宅医療・介護に関する取組や人生の最終段階における医療に関する国及び県の今後の取組について共有した上で意見交換 平成29年3月22日(水)実施予定 在宅医療・介護連携(現状と課題)及び幸福な長寿社会実現事業(H29年度新規)の取組について共有した上で意見交換

○医療介護連携体制整備事業（補助事業）

事業主体	(公社)岡山県医師会
事業概要	- 岡山県医師会地域医療構想・地域包括ケア研究会開催 有識者（アドバイザー）による講演会 データに基づいた政策議論の展開等 - 医療介護連携コーディネーターの配置 医療介護の連携強化、郡市医師会・市町村への支援（訪問診療普及、病診連携調整等） - 岡山県郡市等地区医師会地域包括ケア推進協議会の開催 市町村担当者・郡市等医師会の合同会議 - 各種研修会の開催

○在宅移行円滑推進事業（委託事業）

事業主体	(一社)岡山県病院協会
事業概要	・入院医療を担う病院職員の研修会 入院医療を担う病院職員を対象に、病院職員と在宅医療を担う医療機関職員や介護を担う介護支援専門員との間での在宅移行支援に係る認識の差異等についての研修 ・入院医療を担う病院と在宅医療を担う医療機関との意見交換会 病院職員や在宅医療を担う医療機関職員を対象に、在宅移行に関する意見交換

○訪問薬剤管理指導を推進するための体制整備と普及啓発事業（委託事業）

事業主体	(一社)岡山県薬剤師会
事業概要	・研修会（技術向上・普及啓発） 認知症患者に対する服薬指導、多職種と連携・協働の必要性、人生の最終段階における医療（終末期医療）等 ・訪問薬剤管理指導推進のための体制整備 訪問薬剤管理指導に係る実態調査、情報発信・共有のためのホームページ改修、在宅可能薬局リスト作成・配布等

○新卒訪問看護師養成プログラム作成・定着事業（補助事業）

事業主体	(公社)岡山県看護協会
事業概要	・H27年度に作成した新卒訪問看護師養成プログラムを活用した新卒訪問看護師の研修 ・新卒訪問看護師育成検討委員会の設置・運営 新卒訪問看護師養成プログラムの改訂 ・看護師養成機関への事業周知 看護師養成機関への説明、卒業予定学生への説明チラシの配付 ・訪問看護ステーションの新卒者の受け入れ促進に向けた「指導力アップ研修会」の開催

○訪問看護推進事業（委託事業）

事業主体	(一社)岡山県訪問看護ステーション連絡協議会
事業概要	・訪問看護推進協議会の設置・運営 訪問看護の推進方法等を協議 ・訪問看護ステーションの看護師の研修 ・訪問看護管理者研修 訪問看護管理者に対する集合研修 ・在宅医療及び訪問看護普及啓発 フォーラム・講演会の開催、広報媒体への広告、パンフレットの発行等による普及啓発

○医療介護多職種連携人材育成事業（委託事業）

実施主体	(NPO)岡山県介護支援専門員協会
事業概要	・多職種連携の人材育成 多職種による医療介護連携のあり方や医療の基礎的な情報に関する研修 ・多職種連携の普及 医療・介護連携によるサービス提供や、人生の最終段階における医療、リビングウィルの考え方等についてのシンポジウムや講演会

○晴れやかネット拡張機能(ケアキャビネット)整備事業（委託事業）

実施主体	一般社団法人 医療ネットワーク岡山協議会
事業概要	・晴れやかネット拡張機能（ケアキャビネット）のシステム改修 利用者の要望に沿った利便性の向上に資するためのシステム改修 ・県民等に対しての普及啓発 ケアキャビネットの趣旨や目的、参加をすることのメリット等について、幅広い広報活動により県民等へ周知

事項名 I 在宅医療と介護の連携の推進 (つづき)

	事業名 (直営・補助・委託・その他)	(事業の実施主体)
		(事業の内容と平成28年度実施実績)
9	訪問看護支援事業 (補助)	岡山県訪問看護ステーション連絡協議会 専任の看護師を配置して、訪問看護に関する県民からの問い合わせの他、医療機関やケアマネジャー、介護サービス事業者からの相談に対応して、訪問看護ステーションとの連絡調整等を行うコールセンターの運営費を助成した。 訪問看護ステーション間のネットワーク強化や新設ステーション開設支援のための研修会の開催費や、地域包括支援センターなど関係機関との連携強化のための広報活動費を助成した。
10	訪問看護供給体制の拡充事業 (委託)	岡山県 (岡山県訪問看護ステーション連絡協議会) 1 課題検討会 看護協会、医師会、看護大学等で構成する委員会を設置し、事業所間の連携体制の構築や人員確保策等についての検討会を開催した。(検討会の開催回数 3回) 2 人材確保等に向けた研修・相談会 ①新任研修会を実施した。(2日間コース×2回) ②子育て等で離職中の潜在看護師等を対象とした復職支援(訪問看護ステーションの体験研修、訪問看護ステーションの就職斡旋等)を行った。 (訪問看護ステーションの体験研修受入事業所数 15ヶ所) ③事業所管理者を対象に、仕事と家庭の両立を可能にする働き方(託児機能等の労働環境改善、短時間勤務等)の好事例を学ぶ交流会を実施した。(交流会の開催回数 2回)

事項名 II 認知症施策の推進 (医療・介護サービスの提供体制の整備)

	事業名 (直営・補助・委託・その他)	(事業の実施主体)
		(事業の内容と平成28年度実施実績)
1	認知症疾患医療センターの運営 (委託)	岡山県 (7病院) 地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要な医療を提供できる機能体制を図るため、認知症に係る医療や介護・福祉との連携に中核的な役割を果たす認知症疾患医療センターとして、7病院を指定している。 ※県内のセンター数…8病院 (県指定7病院、岡山市指定1病院)
2	認知症サポート医養成研修 (委託)	岡山県 (岡山県医師会)、岡山市 認知症患者の診療に習熟し、医療と介護の連携の推進役となる認知症サポート医を養成した。 H28養成者:37人(県:29人、岡山市:8人) 累計:130人 [H29目標:82人]
3	かかりつけ医認知症対応力向上研修 (委託)	岡山県 (岡山県医師会)、岡山市 かかりつけ医に対し、適切な認知症診断の知識・技術や家族からの話や悩みを聞く姿勢を習得するための研修を2回実施した。(他に岡山市が1回実施) H28修了者:101人(県:71人、岡山市:30人) 累計:1,567人 [H29目標:1,400人]
4	病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修 (委託)	岡山県 (岡山県医師会) 病院に勤務する医師、看護師等の医療従事者に対し、認知症の症状や適切な対応方法等についての研修を4回実施した。 H28修了者:400人(見込) 累計:1,002人(見込) [H29目標:1,760人]
5	歯科医師認知症対応力向上研修 (委託)	岡山県 (岡山県歯科医師会) 高齢者が受診する歯科医師に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性等の知識について修得させるための研修を1回実施した。 H28修了者:82人
6	薬剤師認知症対応力向上研修 (委託)	岡山県 (岡山県薬剤師会) 高齢者が受診した際や受診後等に接する薬局・薬剤師に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性等の知識について修得させるための研修を1回実施した。 H28修了者:201人

	事業名 (直営・補助・委託・その他)	(事業の実施主体)
		(事業の内容と平成28年度実施実績)
7	看護職員認知症対応力 向上研修(委託)	岡山県(岡山県看護協会) 認知症の人と接する機会が多い看護職員に対し、入院から退院までのプロセスに沿った必要な基本知識や、個々の認知症の特徴等に対する実践的な対応力を修得させるための研修を1回実施した。 H28修了者:65人
8	認知症介護基礎研修 (委託)	岡山県(岡山県社会福祉協議会)、岡山市 新任の介護職員等に対し、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を修得させるための研修を2回実施した。(他に岡山市が2回実施) H28修了者:308人(県:189人、岡山市:119人)
9	認知症介護実践研修(実践者研修)(指定)	指定法人 高齢者介護実務者に対し、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得させるための研修を13回実施した。 H28修了者:697人(見込) 累計:8,145人(見込)[H29目標:8,000人]
10	認知症介護実践研修(実践リーダー研修)(指定)	指定法人 高齢者介護実務者に対し、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を指導する能力及びチームマネジメント能力を修得させるための研修を3回実施した。 H28修了者:99人 累計:989人[H29目標:1,000人]
11	認知症対応型サービス 事業開設者研修 (委託)	岡山県(岡山県社会福祉協議会)、岡山市 認知症介護を提供する事業所等の代表者に対し、認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得させるための研修を1回実施した。 H28修了者:17人(県:11人、岡山市:6人) 累計:403人
12	認知症対応型サービス 事業管理者研修 (委託)	岡山県(岡山県社会福祉協議会)、岡山市 認知症介護を提供する事業所等の管理者に対し、事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得させるための研修を3回実施した。 H28修了者:158人(県:112人、岡山市:46人) 累計:2,664人

	事業名 (直営・補助・委託・その他)	(事業の実施主体)
		(事業の内容と平成28年度実施実績)
13	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修(委託)	岡山県(岡山県社会福祉協議会)、岡山市 小規模多機能型居宅介護事業所等の計画作成担当者に対し、利用者及び事業の特性を踏まえた計画作成するために必要な知識及び技術を修得させるための研修を1回実施した。 H28修了者:68人(県:44人、岡山市:24人) 累計:578人
14	認知症介護指導者養成研修(補助)	認知症介護研究・研修仙台センター 認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修を企画・立案し、講義、演習、実習を担当できる能力を身につけるとともに、介護保険施設等における介護の質の改善について指導できる者を1名養成した。(他に岡山市が1名養成) H28修了者:2人(県:1人、岡山市:1人) 累計:44人 [H29目標:42人]
15	認知症介護指導者フォローアップ研修(委託)	岡山県(認知症介護研究・研修仙台センター)、岡山市 認知症介護指導者養成研修修了者に対し、最新の認知症介護に関する専門的知識及び技術を修得させるとともに、高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の向上を図るための研修を1回実施した。(他に岡山市が1回実施) H28修了者:3人(県:2人、岡山市:1人) 累計:16人

事項名 II 認知症施策の推進 (地域で支える体制の整備、高齢者虐待の防止)

	事業名 (直営・補助・委託・その他)	(事業の実施主体)
		(事業の内容と平成28年度実施実績)
16	岡山県認知症対策連携会議(直営)	岡山県 行政と医療・介護・福祉等の関係者が連携し、県内における総合的な認知症対策を円滑に推進するため開催した。 日 時:平成29年1月31日(火)18:00~19:30 参加者:連携会議委員20名他 内 容:岡山県の認知症施策について 若年性認知症対策について 改正道路交通法の施行について

	事業名 (直営・補助・委託・その他)	(事業の実施主体)
		(事業の内容と平成28年度実施実績)
17	市町村認知症事業連絡会 (直営)	岡山県 (県民局) 認知症の人やその家族を地域で支える体制づくりを推進するため、市町村や地域包括支援センターの職員等を対象とした研修会や連絡会議を開催した。 日 時：①平成28年12月15日(木)19:00～20:30 ②平成29年1月16日(月)13:30～16:00 参加者：①市町村・地域包括支援センター職員等 約15名 ②市町村・地域包括支援センター職員等 約35名 内 容：①地域の認知症支援体制について ②認知症を取り巻く倫理・法的問題について
18	認知症サポーター等養成 (直営)	岡山県、市町村 認知症の人や家族の応援者である認知症サポーターを養成するとともに、その養成講座の講師役を担うキャラバン・メイトを養成した。 認知症サポーター：132,261人 (H28.12.31時点) H28キャラバン・メイト養成研修修了者：74人 (県開催分)
19	認知症コールセンターの運営 (委託)	岡山県 (認知症の人と家族の会岡山県支部)、岡山市 認知症の人やその家族が悩みやストレスを抱え込んでしまうことがないように、社会福祉士や介護支援専門員等の専門職が対応する「おかやま認知症コールセンター」を設置・運営した。
20	認知症高齢者・家族交流会 (委託)	岡山県 (認知症の人と家族の会岡山県支部) 介護の体験談の発表、グループワーク等を通じて、介護経験者と介護に不安を持つ介護家族、認知症高齢者本人等の交流会を開催した。

	事業名 (直営・補助・委託・その他)	(事業の実施主体)
		(事業の内容と平成28年度実施実績)
21	おかやま若年性認知症 支援センター (委託)	岡山県 (片山内科クリニック) 若年性認知症の人やその家族に対し、相談から医療・福祉・就労にわたる総合的な支援を実施するため、医療、介護、福祉、雇用等の関係機関との調整役を担う「若年性認知症支援コーディネーター」を配置し、電話相談業務や研修会及び個別相談会等を実施した。
22	若年性認知症の人と家族の集い (委託)	岡山県 (認知症の人と家族の会岡山県支部) 若年性認知症の人とその家族の孤立感や不安感の軽減を図るため、本人及び家族の交流会を開催した。
23	市民後見人養成事業 (直営、委託)	岡山県 市町村による市民後見人を確保できる体制を整備・強化する取組を支援するため、市民後見人として活動できる者を養成する市民後見人養成講座を開催した。 県南、県北でそれぞれ開催 修了者 計 40名
24	市民後見推進事業 (補助)	市町村 市町村において市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進する取組を支援。 事業実施市町村 5市町村 市民後見人のフォローアップ研修や活動支援などを実施
25	岡山県認知症高齢者行方不明対策等広域ネットワーク	岡山県、市町村 徘徊等により行方不明となった認知症高齢者の早期発見・保護等を行うため、市町村で運営されている徘徊・見守りネットワーク等の効率的な連携を図るものとして運営。 ネットワークの利用状況 (H26.9.17～H28.5.31) ・行方不明発生通報件数 86件 ・うち広域ネットワークへの検索依頼件数 8件

	事業名 (直営・補助・委託・その他)	(事業の実施主体)
		(事業の内容と平成28年度実施実績)
26	施設による高齢者虐待防止の取組 (直営、補助、一部委託)	岡山県 1 介護サービス事業者に対する指導(虐待防止、早期通報、職員研修の機会の確保) ①集団指導 2月実施(岡山市・倉敷市の事業所を除く。) ②実地指導 通年実施(岡山市・倉敷市・新見市の事業所を除く。) 2 市町村職員、施設職員に対する研修(高齢者の権利擁護、虐待防止) ①市町村職員向け研修 ・介護保険事業者指導初任者研修(5月実施) ・福祉事務所新任現業職員研修会(6月実施) ・介護サービス事業者指導監督等事務市町村集団指導(8月実施) ②施設職員向け研修 ・認知症対応型サービス事業管理者向け研修 (県社協に委託、年3回実施) ・認知症介護実践者向け研修 (県社協等が指定法人として、年13回実施) ・高齢者虐待防止研修会(1月実施、施設管理者等を対象) 3 施設職員の資質向上対策 ①介護職員初任者研修受講支援 ②実務者研修等代替職員確保支援 4 啓発パンフレット等の配布 ・高齢者虐待防止と相談窓口を案内する県民向けパンフレットを公民館・図書館等の公共機関198カ所に設置 ・高齢者虐待防止パンフレットを集団指導等の際に介護施設に配付(500部)

事項名 Ⅲ 地域ケア会議の推進

	事業名 (直営・補助・委託・その他)	(事業の実施主体)
		(事業の内容と平成28年度実施実績)
1	岡山県地域ケア会議広域支援員・専門員派遣事業 (直営)	岡山県 市町村の地域ケア個別会議に専門職等を派遣し、自立支援の視点から助言等を行った。 派遣回数：5回

事項名 IV 中重度者を支える在宅サービスの普及促進

	事業名 (直営・補助・委託・その他)	(事業の実施主体)
		(事業の内容と平成28年度実施実績)
1	看護師の起業支援事業 (補助)	看護師養成を行う大学、専門学校等 潜在看護師や介護現場を希望する看護師等に対し、在宅医療・訪問看護の知識・技術のほか、看護小規模多機能型居宅介護の起業について学ぶ講座を開設し、一定の要件にもとで当該講座を運営するために必要な経費を助成した。
2	訪問看護ステーションへの看護職員入職促進事業 (補助)	指定訪問看護ステーション 訪問看護の経験のない看護職員を新たに雇用して規模拡大を図る訪問看護ステーションに対し、新任看護師のOJTに必要な経費を助成した。 (助成箇所数 12箇所)

事項名 V 地域支援事業の推進

	事業名 (直営・補助・委託・その他)	(事業の実施主体)
		(事業の内容と平成28年度実施実績)
1	岡山県地域包括支援センター職員資質向上事業～実践力向上研修～ (直営)	岡山県 総合事業における要支援者等の相談受付からケアマネジメントまでの一連の流れに沿って、自立支援の視点と知識を学ぶ研修会を6回シリーズで開催した。 受講者：延べ648人(27市町村の地域包括支援センター、市町村担当者、リハ団体)
2	サポートチームの設置 (直営)	岡山県 市町村に対する地域包括ケアシステムに係る総合相談窓口、出前型支援機能として、保健師等の専門職によるサポートチームを長寿社会課に設置し、平成28年度は、総合事業の円滑実施に向けて重点的に支援した。
3	地域包括ケア体制づくり市町村支援事業費補助金 (補助)	岡山県 市町村が日常生活圏域ごとに地域包括ケアシステムを構築するために必要な経費を補助した。 平成28年度補助見込み額 16,732千円

事項名 VI 介護予防・生活支援サービスの基盤整備の推進

	事業名 (直営・補助・委託・その他)	(事業の実施主体)
		(事業の内容と平成28年度実施実績)
1	生活支援コーディネーター研修 (直営)	岡山県 生活支援サービスの充実に向けて、資源開発やニーズとサービスのマッチングを行う人材として、生活支援コーディネーターを養成した。 受講者数 養成研修56人 フォローアップ研修52人
2	高齢者の生活支援・介護予防を担うNPO地域交流フォーラム (直営、一部委託)	岡山県 地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築に向けて、高齢者の生活支援や介護予防の担い手として活動するNPO・ボランティアが活動発表や情報意見交換を行うフォーラムを開催した。 平成28年9月30日 おかやま未来ホール 600人参加
3	市民公開講座 (直営)	岡山県(県民局) 圏域単位等で、県民向けに総合事業をわかりやすく説明し、担い手としての参加を促進するための公開講座を開催した。 5か所で開催 (津山圏域、勝英圏域、東備圏域、吉備中央町、笠岡市)
4	生活支援サービス普及啓発資料の作成 (委託)	岡山県(NPO実行委員会) 多様な担い手の拡充に向けた機運を醸成するため、県内の好事例(「住民運営の通いの場」、「外出支援」、「移動販売」)をDVDで紹介し、市町村、地域包括支援センターに配布した。
5	県内のNPOによる生活支援の取組状況調査 (委託)	岡山県(NPO実行委員会) 県内で、家事援助、外出支援等の生活支援サービスを実施している団体の活動状況を、現地訪問によるヒアリングにより調査した。

事項名 VII 介護予防の推進

	事業名 (直営・補助・委託・その他)	(事業の実施主体)
		(事業の内容と平成28年度実施実績)
1	地域リハビリテーションリーダー育成・広域派遣事業 (委託)	岡山県 (岡山県リハビリテーション専門職団体連絡会) 市町村の介護予防事業、地域ケア会議等に参加協力するリハビリテーション専門職の資質向上のための研修を実施するとともに、リハ職の広域派遣の体制整備を図った。 リーダー研修29人、スタートアップ研修129人
2	岡山県リハビリテーション専門職による市町村支援事業 (その他)	岡山県リハビリテーション専門職団体連絡会 市町村の地域支援事業を支援するため、PT、OT、STの3団体が合同組織を結成し、市町村の求めに応じて、派遣調整を行った上で会員を派遣した。(支援内容は、地域ケア個別会議の参加、地域包括支援センターと同行訪問、通所事業での助言、研修会講師等) 11市町村、延人数98 (PT44, OT45, ST9)
3	岡山県栄養委員活動推進事業 (補助)	岡山県栄養改善協議会 地域の住民に対し、規則正しい食習慣を定着させるようライフステージに応じた健康づくり普及教室(高齢者の健康教室、在宅介護食教室等)や、元気に長寿を全うすることができるよう低栄養・認知症予防教室などを開催した。
4	岡山県愛育委員活動推進事業 (補助)	岡山県愛育委員連合会 地域の一人暮らし等高齢者への声かけや見守り訪問を行い高齢者に対するボランティア活動を推進した。 ・岡山県愛育委員連合会及び地域での研修会 ・声かけ、見守り活動
5	老人クラブ活動等社会活動促進事業(単位老人クラブ助成) (補助)	単位老人クラブ(岡山市、倉敷市を除く) 老人クラブが行う社会奉仕活動、老人教養講座、健康増進事業等に必要な経費を助成した。 平成28年度 1,690クラブ

	事業名 (直営・補助・委託・その他)	(事業の実施主体)
		(事業の内容と平成28年度実施実績)
6	老人クラブ活動等社会 活動促進事業(市町村老 人クラブ連合会助成) (補助)	市町村老人クラブ連合会(岡山市、倉敷市を除く)
		市町村老人クラブ連合会が行う社会奉仕活動、老人教養講座、健康増進事業等に必要な経費を助成した。 平成28年度 25団体
7	老人クラブ活動等社会 活動促進事業(県老人ク ラブ連合会助成)(補助)	県老人クラブ連合会
		市町村間の調整を含め、個々の市町村老人クラブ連合会では実施困難な広域的健康づくりの活動等を実施するために必要な経費を助成した。
8	老人クラブ活動推進員 設置事業 (補助)	県老人クラブ連合会
		老人クラブの育成指導を図るため、県老人クラブ連合会に老人クラブ活動推進員を配置する経費を助成した。
9	高齢者相互支援推進・啓 発事業 (補助)	県老人クラブ連合会
		老人クラブ員による相互支援活動を推進するとともに、地域高齢者等に対する普及啓発を行うために必要な経費を助成した。
10	全国健康福祉祭参加事 業 (委託)	岡山県(岡山県社会福祉協議会)
		高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、全国健康福祉祭(ねんりんピック)に県内の各競技団体から推薦をえた選手を岡山県選手団として派遣した。 第29回全国健康福祉祭ながさき大会 1) 日 時 平成28年10月15日(土)～18日(火) 2) 場 所 長崎県内の12市3町 参加選手 選手・監督145名(21種目)

福祉・介護人材確保推進事業

事業名		実施施設・団体等	事業概要及び実績
福祉・介護人材確保対策推進協議会運営事業		(福)岡山県社会福祉協議会に委託 ※補助事業は構成団体を対象	H27年6月設置。 [H28年度] 親会2回、幹事会4回、実務者会議1回、作業部会9回開催 〈補助事業〉 カイゴ男子・カイゴ女子発掘プロジェクト(老健協)、シニア向け福祉職場就職支援セミナー(老健協)、介護GP(介護福祉士会)、介護就職デイ(介護福祉士会)
入職者を増やす	福祉・介護の仕事出前講座	県	介護福祉士による中学・高校への出前講座の実施 [H28年度] 中学校4校、高校3校 計 7校訪問
	福祉・介護人材参入促進事業	養成施設、職能団体	高等学校等を訪問しての進路相談会、オープンキャンパスを利用した福祉・介護の仕事説明会や魅力を伝えるセミナー等の実施 [H27年度] 延べ1,097校(回)訪問
	福祉・介護の職場体験事業	事業実施登録をし施設・事業所	[H27年度] 登録施設 145事業所 体験参加延人数 19人 体験参加延日数 70日
	福祉・介護人材マッチング機能強化等事業	(福)岡山県社会福祉協議会に委託	[H28年度] キャリア支援専門員 2名 職場見学ツアー(5コース) 88人 経営者セミナー 57人
	「介護の日」啓発イベント支援事業	(一社)岡山県介護福祉士会	[H28年度] 開催日時 平成28年11月6日(日) 開催場所 岡山県総合福祉会館 参加者数 344人
再就職を促す	潜在的有資格者等再就業促進事業	プロポーザルによる選定事業者(株)パソナ岡山	[H27年度] 開催回数 15回 研修参加人数 154人 就職者数 24人
離職者を減らす	キャリア形成訪問指導事業	養成施設、職能団体	[H27年度] 訪問施設数 179施設 訪問研修参加者 3,459人 セミナー研修回数 67回 セミナー参加者 3,433人
	福祉・介護職員合同入職式	県(共催) 県社協、経営協	[H28年度] 合同入職式参加者 125人 フォローアップ研修参加者 66人
	働きやすい職場づくり相談事業	(福)岡山県社会福祉協議会に委託	[H27年度] 人材定着アドバイザー(社労士) 2名 電話・来所相談 28件 事業所訪問 21回 出前講座(相談) 92件
	若手職員実践事例発表表彰事業	県	福祉・介護の現場で働く若手職員から、日頃の業務の中での実践的な取組を募集し、保健福祉学会で発表・表彰する。
	実務者研修等代替職員確保支援事業	介護事業所等を経営する法人	[H28年度] ※申請時 申請法人等 5法人(11施設) 研修受講者数 39人 代替職員 13人(46月)

※ 「事業概要及び実績」欄は、H28年度の実績が確定していない事業については、H27年度の実績を掲載

平成28年度 介護支援専門員研修実施計画

研修名	研修対象者	日数	時間数	研修日程
実務研修	平成28年度介護支援専門員実務研修受講試験合格者	14日間	87時間	平成29年1月～5月
更新研修 (未経験者向け)	現在の介護支援専門員証の有効期間内には実務に従事していないが、今後実務に従事する予定がある者で、有効期間が1年以内に満了する者	9日間	54時間	平成29年1月～3月
再研修	介護支援専門員証の有効期間が満了しているが、今後実務に従事する予定がある者			
実務従事者基礎研修 (H28年度で終了)	実務経験1年未満の現任者	5日間	33時間	平成28年9月
専門研修Ⅰ	6ヶ月以上の実務経験がある現任者	8日間	56時間	平成28年6月～8月
専門研修Ⅱ	3年以上の実務経験がある現任者	5日間	32時間	平成28年8月～10月
更新研修 (就業者向け)	現在の介護支援専門員証の有効期間内に実務に従事したことがあり、有効期間が1年以内に満了する者	13日間	88時間	平成28年6月～10月
主任介護支援専門員研修	5年以上の実務経験等十分な知識と経験を有しており、専門研修Ⅰ及びⅡを修了している現任者	11日間	70時間	平成28年10月～12月
主任介護支援専門員更新研修 (H28年度新設)	主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が2年以内に満了する者で、年4回以上法定外の研修等に参加している者等	8日間	46時間	平成28年12月～平成29年2月

※「現任者」とは、研修の申込時点で、介護支援専門員の実務に従事している者。

特別養護老人ホームの入所申込者数について

特別養護老人ホームの入所申込者数について、厚生労働省による全国調査が行われ、本県の状況を次のとおり取りまとめた。

平成28年6月1日時点の入所申込者数の合計は、9,705人、そのうち在宅者は4,396人、在宅以外の者は5,309人であった。

なお、前回の調査（平成25年10月1日現在で実施）では、入所申込者数の合計は、15,769人、そのうち在宅者は6,952人、在宅以外の者は8,817人であった。

入所申込者は、前回調査に比べて減少しており、その要因として、新規入所者が原則要介護3以上とされたことに加え、施設整備が進み入所定員総数が増加したことなどが考えられる。

○入所申込者数

(単位:人)

区分	在宅者	在宅以外の者	計
要介護3～5	2,774	4,144	6,918
要介護1・2	1,622	1,165	2,787
計	4,396	5,309	9,705

※平成28年6月1日時点。

(参考)

上記入所申込者のうち、施設から入所の必要性の高い人又は1年程度で入所が必要となる見込みの人として報告のあった数は、在宅者1,425人、在宅以外の者1,731人、合計3,156人であった。

(参考資料)

○圏域別内訳

県南東部 (単位:人)

区分	在宅者	在宅以外の者	計
要介護3～5	1,231	1,608	2,839
要介護1・2	673	440	1,113
計	1,904	2,048	3,952

県南西部 (単位:人)

区分	在宅者	在宅以外の者	計
要介護3～5	1,037	1,663	2,700
要介護1・2	699	436	1,135
計	1,736	2,099	3,835

高梁・新見 (単位:人)

区分	在宅者	在宅以外の者	計
要介護3～5	130	304	434
要介護1・2	93	129	222
計	223	433	656

真庭 (単位:人)

区分	在宅者	在宅以外の者	計
要介護3～5	103	162	265
要介護1・2	25	34	59
計	128	196	324

津山・勝英 (単位:人)

区分	在宅者	在宅以外の者	計
要介護3～5	273	407	680
要介護1・2	132	126	258
計	405	533	938

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容及目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- ① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

- ② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

1. 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

見直し内容 ～ 保険者機能の抜本強化 ～

- 高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を進めることが必要。

- 全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、

- ① データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載）
 - ② 適切な指標による実績評価
 - ③ インセンティブの付与
- を法律により制度化。

※主な法律事項

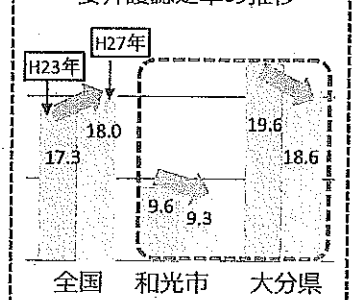
- ・ 介護保険事業（支援）計画の策定に当たり、国から提供されたデータの分析の実施
- ・ 介護保険事業（支援）計画に介護予防・重度化防止等の取組内容及目標を記載
- ・ 都道府県による市町村支援の規定の整備
- ・ 介護保険事業（支援）計画に位置付けられた目標の達成状況についての公表及び報告
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

先進的な取組を行っている

和光市、大分県では

- 認定率の低下
- 保険料の上昇抑制

要介護認定率の推移



データに
基づく
地域課題
の分析

取組内容・
目標の計画へ
の記載

保険者機能の発揮・向上（取組内容）

- ・ リハビリ職等と連携して効果的な介護予防を実施
- ・ 保険者が、多職種が参加する地域ケア会議を活用しケアマネジメントを支援
- 等

適切な指標に
よる実績評価

- ・ 要介護状態の維持・改善度合い
- ・ 地域ケア会議の開催状況
- 等

インセンティブ

- ・ 結果の公表
- ・ 財政的インセンティブ付与

国による
分析支援

都道府県が研修等を通じて市町村を支援

2. 新たな介護保険施設の創設

見直し内容

- 今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設する。
- 病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

<新たな介護保険施設の概要>

名称	介護医療院 ※ただし、病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。
機能	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する。（介護保険法上の介護保険施設だが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づける。）
開設主体	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等

☆ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。

※ 具体的な介護報酬、基準、転換支援策については、介護給付費分科会等で検討。

3

3. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（*）
（*）例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

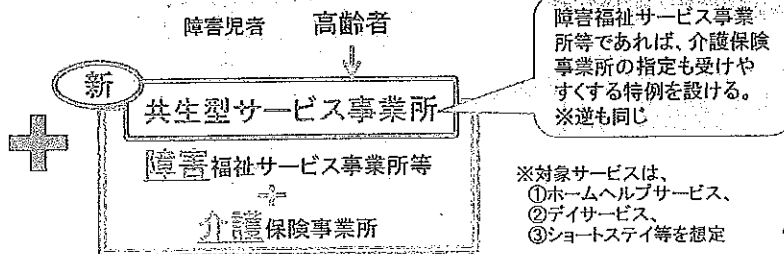
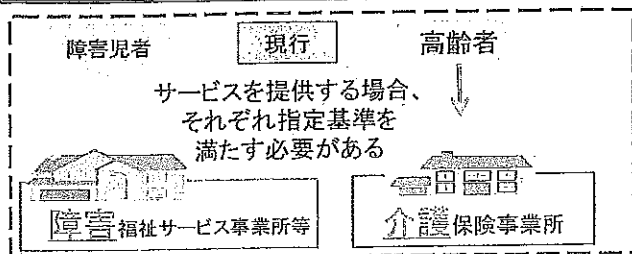
3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

新たに共生型サービスを位置づけ

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける。（指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討）



4. 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

見直し内容

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。ただし、月額44,400円の負担の上限あり。【平成30年8月施行】

【利用者負担割合】

【対象者数】

	負担割合
年金収入等 340万円以上 (※1)	2割 → 3割
年金収入等 280万円以上 (※2)	2割
年金収入等 280万円未満	1割

3割負担となり、負担増となる者：約12万人(全体の約3%)

現行制度の2割負担者：45万人



受給者全体：496万人

(単位:万人)

	在宅サービス	施設・居住系	特養	合計
受給者数(実績)	360	136	56	496

3割負担(推計)	約13	約4	約1	約16
うち負担増 (対受給者数)	約11 (3%)	約1 (1%)	約0.0 (0.0%)	約12 (3%)

2割負担(実績)	35	10	2	45
1割負担(実績)	325	126	54	451

※介護保険事業状況報告(平成28年4月月報)

※特養入所者の一般的な費用額の2割相当分は、既に44,400円の上限に当たっているため、3割負担となっても、負担増となる方はほとんどいない。

※1 具体的な基準は政令事項。現時点では、「合計所得金額(給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額)220万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額340万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合403万円以上)」とすることを想定。⇒単身で年金収入のみの場合344万円以上に相当

※2 「合計所得金額160万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額280万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合346万円以上)」⇒単身で年金収入のみの場合280万円以上に相当

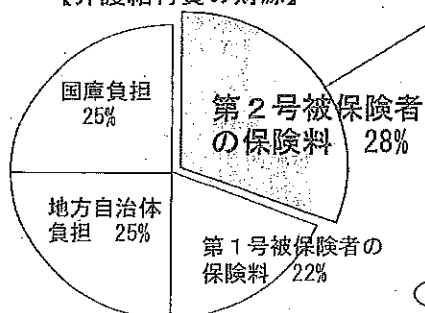
5

5. 介護納付金における総報酬割の導入

見直し内容

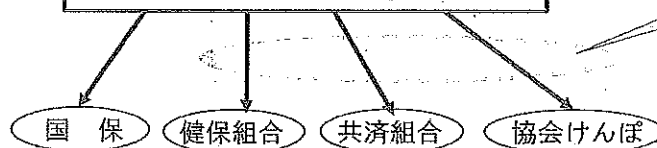
- 第2号被保険者(40～64歳)の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付している。
- 各医療保険者は、介護納付金を、2号被保険者である『加入者数に応じて負担』しているが、これを被用者保険間では『報酬額に比例した負担』とする。(激変緩和の観点から段階的に導入)【平成29年8月分より実施】

【介護給付費の財源】



医療保険者が介護納付金として負担

各医療保険者は、被保険者数に応じて納付金を負担(加入者割)



被用者保険間では報酬額に比例して負担する仕組み(総報酬割)を導入

【総報酬割導入のスケジュール】

	29年度		30年度	31年度	32年度
	～7月	8月～			
総報酬割分	なし	1/2	1/2	3/4	全面

【全面総報酬割導入の際に影響を受ける被保険者数】

「負担増」となる被保険者	約1,300万人
「負担減」となる被保険者	約1,700万人

※ 平成26年度実績ベース

6

第7期岡山県介護保険事業支援計画の策定について

1 概要

- 岡山県介護保険事業支援計画は、本県の介護サービスをはじめとする高齢者施策に係る基本的な目標と、施策の方向を明らかにするための計画である。
- 介護保険法に規定された「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）に即し、市町村は介護保険事業計画を、都道府県は介護保険事業支援計画を策定する。
- 県が策定する介護保険事業支援計画は、広域的な調整を行う都道府県の役割を踏まえ、市町村への支援内容を明確にした計画とすることが求められている。
- 本県においては、介護保険法が施行された平成12（2000）年に「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」を策定し、その後、3年ごとに策定している。

2 計画策定の趣旨

これまでの県計画の基本理念を継承しつつ、このたびの介護保険制度の見直しやこれまでの取組の状況を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を目指し、必要な保健医療サービスと福祉サービスを計画的に整備するため、本計画を策定する。

平成37年（2025年）を展望し、今後策定する各計画期間を通じて、地域包括ケアシステムが段階的に構築されるよう施策を定めるとともに、持続可能な介護保険制度の運営に資する施策を定める計画とする。

3 計画の性格

- （1）介護保険法第118条の規定より、都道府県が策定
- （2）県政の総合的な計画である「晴れの国おかやま生き生きプラン」に沿って策定した、本県における高齢者施策推進の基本となる計画
- （3）県内市町村が策定した市町村介護保険事業計画に基づく取組を支援する計画
- （4）「岡山県保健医療計画」等と整合等を図った計画

4 計画の期間

平成30年度から平成32年度までの3年間

5 計画の内容

- （1）老人福祉圏域の設定
県保健医療計画の定める二次保健医療圏と一致させる。
- （2）介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

市町村介護保険事業計画を策定するために推計した見込み等を基に定める。

(3) その他

国が定める基本指針に即して策定する。

6 計画作成の方法

岡山県介護保険事業支援計画は、市町村との連携を図りながら、岡山県介護保険制度推進委員会で検討を行った上、「おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）」で募集した県民からの意見を反映させて策定する。

また、岡山県保健医療計画、市町村介護保険事業計画及び岡山県介護保険事業支援計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することができるよう、県と市町村関係者による協議の場を設け、協議の上策定する。

7 計画策定のスケジュール（案）

平成29年3月	介護保険制度推進委員会
8月	介護保険制度推進委員会（計画骨子の検討）
9月	・市町村との調整 （介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みの調整） ・医療計画・介護保険事業（支援）計画の協議の場 （退院後に介護施設等を利用する者、退院後又は介護施設等の退所後に在宅医療・介護を利用する者の数等の推計の整合性の確保）
10月	介護保険制度推進委員会（計画素案の検討）
11月	市町村からの意見聴取
12月	・介護保険制度推進委員会（計画素案の決定） ・パブリックコメントの実施 ・関係団体意見聴取
平成30年2月	介護保険制度推進委員会（計画案の決定）
3月	計画決定

1. 第7期介護保険事業（支援）計画の策定に向けて

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）は、先般、社会保障審議会介護保険部会においてご議論いただいたところである（「参考資料1.」参照）。

今後、議論を踏まえて具体的な検討を進めていくが、基本指針の検討にあたって考慮すべきと考えられる要素としては、次のとおりであるので、都道府県及び市町村は、第7期介護保険事業（支援）計画（以下、「第7期計画」という。）作成に向けて遺漏なきようお願いする。

（1）基本指針の見直しにあたっての基本的な考え方

ア 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護保険事業計画は、第6期から、「地域包括ケア計画」として位置づけ、2025年（平成37年）までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしている。

地域包括ケアシステムは、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である。今後、高齢化が進展していく中において、この理念を堅持し、地域包括ケアシステムをより深化・推進していく必要がある。

特に、いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025年（平成37年）、さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（平成52年）に向けて、大都市やその周辺都市、地方都市、中山間地域等、地域によって高齢化の状況及びそれに伴う介護需要も異なってくることが想定され、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要である。

イ 保険者機能の強化と地域マネジメントの推進

このような状況を踏まえ、保険者である市町村においては、

- ① 各保険者において、それぞれの地域の実態把握・課題分析を行う。
- ② 実態把握・課題分析を踏まえ、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成する。
- ③ この計画に基づき、地域の介護資源の発掘や基盤整備、多職種連携の推進、

効率的なサービス提供も含め、自立支援や介護予防に向けた様々な取り組みを推進する。

- ④ これら様々な取り組みの実績を評価した上で、計画について必要な見直しを行う。

の取り組みを繰り返し行うこと、すなわち、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取組である「地域マネジメント」を推進し、保険者機能を強化していくことが必要である。

また、都道府県は、必要に応じて市町村に対し、実施上の助言をするほか、市町村職員等に対する研修の実施や医療職やその他の専門職の派遣に関する職能関係団体等との調整を行うなどの積極的な支援を行うことが重要である。

ウ 2025（平成 37 年）年度を見据えた第 7 期計画の作成

このような背景から、各市町村においては、今後の高齢者（被保険者数）の動向を視野に入れながら、2025（平成 37）年度の介護需要、サービス種類ごとの量の見込みやそのために必要な保険料水準を推計するとともに、それらを踏まえた中長期的な視野に立って、関係者との議論のもと、第 7 期から第 9 期における段階的な充実の方針とその中での第 7 期の位置づけを明らかにし、第 7 期において、具体的な取組内容やその目標を計画に位置づけることが必要である。

具体的には、平成 27 年度～29 年度の介護給付等の実績を踏まえつつ、第 7 期計画期間中の市町村の取組を基礎として平成 37 年度の推計を行う。この推計は単に将来の推計を行うだけではなく、第 7 期におけるサービスの充実の方向性、生活支援サービスの整備及び医療・介護の提供体制の整備等により平成 37 年度の保険料水準等がどう変化するかを検証しながら設定することを期待するものである。

なお、推計に際しては、都道府県が医療計画の一部として作成する地域医療構想とも整合性がとれたものとすることが重要である。

エ 医療計画との整合性の確保

医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画については、平成 30 年度以降、計画作成・見直しのサイクルが一致することとな

る。

このため、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制の一体的な確保を図るため、都道府県が作成する医療計画と介護保険事業支援計画の整合性を確保することが必要である。

また、医療計画の一部として作成された地域医療構想と、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画におけるサービス種類ごとの量の見込みとの整合性を確保することができるよう、都道府県や市町村における計画作成において、関係者による協議の場を設置し、より緊密な連携が図られるような体制整備を図っていくことが重要である。

オ 第6期計画の実施状況の確認、評価及び把握

第7期計画の作成にあたって、まずは、第6期計画の実施状況について、平成27年、28年の実績値などを踏まえながら、第6期計画での見通しとの比較確認を行い、乖離が生じている場合にはその要因を整理することが重要である。

また、給付状況や要介護認定率等については介護保険事業状況報告のデータのほか、地域包括ケア「見える化」システムによる他の保険者との地域間比較・分析などを活用し、現状とともに給付状況の特徴等も把握し、保険者として取組と要因を整理することが重要である。

さらに、平成28年3月25日に会計検査院から国会へ報告された平成27年度の決算検査報告において、厚生労働省として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービス事業所のサービスの特性又は利便性等について、保険者、事業所、ケアマネジャー、要介護者等に対して一層の周知等を行うこととされたところである（「参考資料2.」参照）。

各市町村においては、平成30年度からの第7期計画の作成にあたって、上記のサービスを含めた利用状況の一層の把握やサービス内容の周知等に積極的に取り組んでいただきたい。

（2）第7期計画の策定プロセスと支援ツール

ア 議論に基づく施策反映

介護保険は、各保険者の給付する介護サービスの量や種類等が、それぞれの保険者の保険料水準に反映される制度である。

このため、保険者として地域の課題を把握した上で、地域の将来像をどう描

き、どのような保険料水準で、どのようなサービス水準を目指していくのかについて、住民や関係者の意見を聞きながら保険者として判断し、第7期計画において明確に示すことが必要である。

これまでの介護保険事業計画の作成にあたっては、一般的には現状の実績値や、将来の年齢別人口の変化をもとにしたワークシートによる自動計算結果(自然体推計)に基づいた計画作成が一般的であった。しかし、地域マネジメントや保険者機能の強化が重視される中で、保険者である市町村は、目指すべき目標を示していくことが求められている。

この目標を実現するための方向性を示すためには、現状をもとに、これまでの人口構造の変化等により、単純に直近のサービスの利用量等を伸ばしていく、いわゆる自然体推計に加え、これに施策を反映するため、計画作成委員会等の場において、地方自治体独自の調査結果や地域ケア会議で把握された地域課題、さらに以下のイで掲げる各種調査の結果等を材料としたうえで、幅広い関係者によって議論していただくことが必要である。

その際は、地域課題等への対応策を検討して、具体的な取組内容やその目標を計画に位置づけていく必要がある。

イ 要介護者等の地域の実態把握

市町村が第7期計画を作成するにあたり、市町村が介護保険の保険者としてその能力を発揮するためには、給付実績等の要因分析、地域の高齢者の状況の把握等をすることが重要である。それに資するよう国としても次のとおりの支援ツール等を提供しているので、これらを積極的に活用していただき、計画作成委員会等で十分に議論した上で、保険者として取り組むべき施策等を第7期計画へ反映していただきたい。

(ア) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

これまで、設問数が多い等の課題があった日常生活圏域ニーズ調査の調査項目を見直し、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の調査票や実施の手引きをお示ししたところである。この調査結果を地域包括ケア「見える化」システムに登録することにより、日常生活圏域単位で視覚的に把握することが可能となるため、各市町村においては、積極的な登録をお願いする。

なお、調査結果を登録するための地域診断支援情報送信ソフトについては、5月頃を目途に提供していく予定である(「参考資料4.」参照)。

(イ) 在宅介護実態調査

「要介護者の在宅生活の継続」や「介護者の就労の継続」に有効な介護サービスのあり方を検討するための調査として、「在宅介護実態調査」を提案し、調査票や調査手法を示したところ、多くの地方自治体で本調査を実施いただいているところである。この調査結果を集計、分析し、グラフ等を作成する集計分析ソフト、7つの地方自治体において試行的に調査した結果及び考察例を厚生労働省のホームページに近日中に掲載するので、調査結果を活用して計画を作成するための支援ツールとして活用いただきたい。

(ウ) 地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析

現在、地域包括ケア「見える化」システム等を活用した、基本的な給付分析の手順や計画作成への活かし方等を記したガイドラインを作成しており、早期に都道府県や市町村へ提供していく予定である。各市町村におかれては、データに基づく課題分析を実施する際に、また都道府県におかれては、市町村を支援する際に活用いただきたい。

ウ 都道府県における市町村支援

都道府県においては、市町村介護保険事業計画に記載されている在宅医療・介護連携推進事業、認知症施策等が推進されるよう、必要な後方支援・広域調整などに取り組むことが重要となる。

このため、都道府県が作成する介護保険事業支援計画においては、在宅医療・介護連携推進事業に対する医療部局との連携を含め、より実効的な市町村支援を盛り込む等、都道府県の介護部局及び医療部局の双方が市町村支援に取り組むこととするとともに、住宅部局をはじめとした関係部局との連携を進めていく取組を示すことが重要である。

さらに、保険者である市町村が保険者機能を発揮するためには、都道府県が市町村を具体的にかつ積極的に支援していくことが求められている。

このため、平成28年度においては、都道府県による支援体制整備のノウハウ抽出を目的に、モデルとなる5道府県から専門的な知識を有する有識者等を保険者に一定期間派遣し、給付費分析を含めた適切な計画作成等に関するアドバイスをを行う試行事業を実施している（「参考資料3.」参照）。

平成29年度においては、すべての都道府県で本事業を実施することとしている（「参考資料13.」参照）。都道府県におかれては、本事業の積極的な活用

より、第7期計画作成において保険者を支援していただくようお願いする。

(3) 地域包括ケア「見える化」システムにおける「将来推計機能」等

ア これまでの取組について

地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県、市町村における介護保険事業（支援）計画等の作成・実行を総合的に支援するための情報システムである（「参考資料4.」参照）。

第7期計画作成の支援として提示する推計ツールについては、地域包括ケア「見える化」システム内の「将来推計機能」として、平成28年7月27日に2.0次リリースとして、試行版推計ツールを提示したところである。あわせて、都道府県等の担当者を対象とした操作講習会を開催し、各都道府県において伝達講習会の開催をお願いしたところである。

イ 今後のリリース

平成29年3月下旬に予定している3.0次リリースでは、平成28年11月に実施した市町村等からの意見集約を踏まえ、表示されるエラーメッセージの改善や施策反映を可能とする項目の追加等の機能拡充を行った暫定版推計ツールをお示しする予定である。また、自然体推計の計算過程を確認・理解することを目的とした「自然体推計の計算過程確認シート」というエクセルファイルが地域包括ケア「見える化」システムからダウンロード可能となる予定である。

平成29年夏頃に予定している4.0次リリースでは、制度改正への対応のほか、小規模保険者向けに認定者数、サービス利用者において、要介護度を包括的に推計する自然体推計ロジックの追加、都道府県への推計データ提出機能、情報提供機能等を実装した確定版推計ツールをお示しする予定である。

また、平成29年秋頃には、都道府県における推計データ比較機能の拡充や必要利用（入所）定員総数の登録機能等を実装した4.5次リリースを行う予定である。

ウ 将来推計機能の利用促進

将来推計機能を利用するためには、将来推計権限が付与されたユーザアカウントでログインする必要があるが、都道府県別の各保険者による将来推計権限が付与されたユーザアカウント作成状況には差がみられるところである。

平成 29 年度初頭に将来推計機能利用状況の把握を行う予定としているので、各都道府県におかれては、管内市町村に対して積極的な働きかけをお願いします。

なお、各都道府県には管内市町村の将来推計権限が付与されたユーザアカウントを配布しているが、これは各都道府県が将来推計機能の操作を確認することを目的として配布したものであり、市町村が利用するユーザアカウントではないことに留意すること。

エ 今後の予定等

今回、国会に提出中の法案の審議状況を踏まえて、あらためて全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議を開催し、基本指針案をお示しする予定である。また、本年秋を目途に都道府県に対して、管内の市町村等の介護保険事業計画策定の進捗状況等を確認するヒアリングを、各地方厚生（支）局において実施する予定であるので、ご承知おきいただきたい。

基本指針について

基本指針について

現状・課題

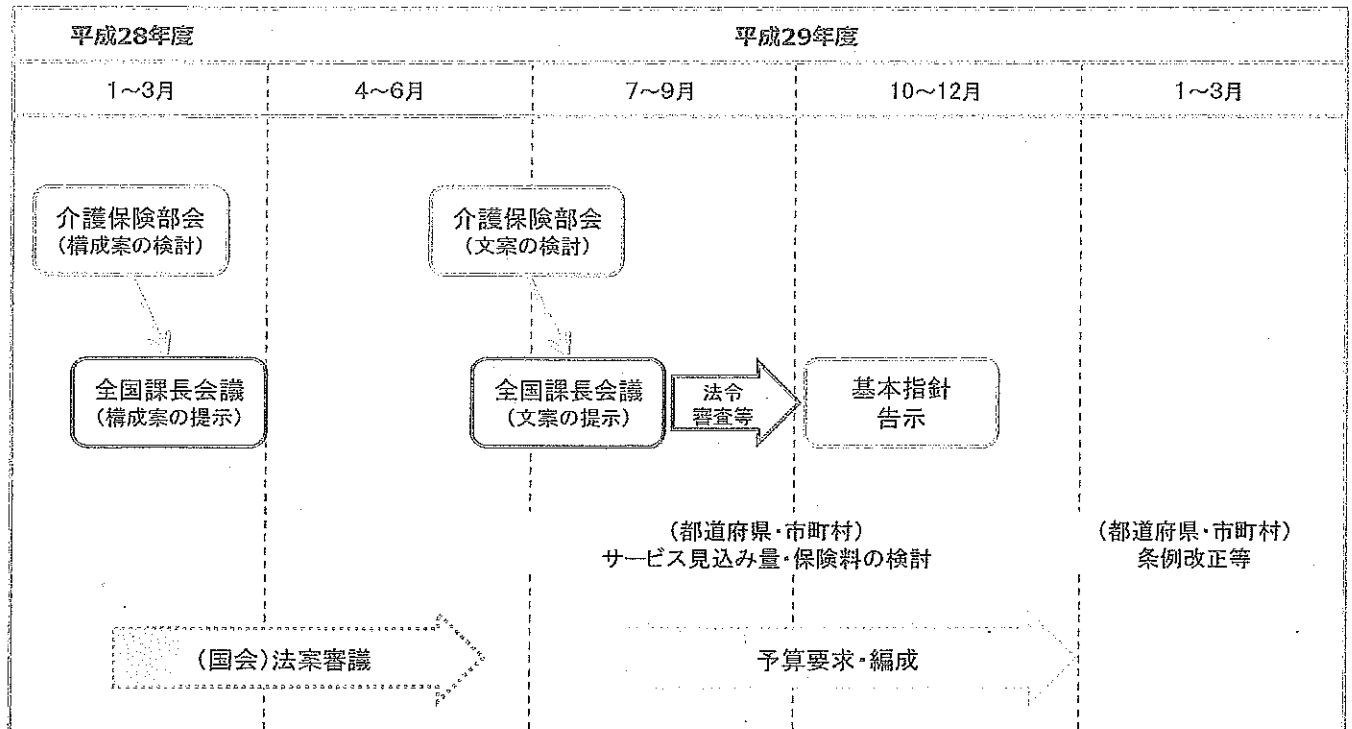
1. 第7期の基本指針の位置付け

- 介護保険法第116条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めることとされている（現在の基本指針は平成27年3月18日厚生労働省告示第70号として告示）。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。
- 基本指針では、以下の事項について定めることとされている。
 - ・ 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項
 - ・ 市町村介護保険事業計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
 - ・ その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 基本指針では、第6期（平成27年度～29年度）以降の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置付け、2025年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしている。
- 第7期（平成30年度～32年度）においては、第6期で目指した目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの着実な構築に向けた取組を進めていくために、第7期の位置付けを明らかにすることが求められる。
- 都道府県介護保険事業支援計画、市町村介護保険事業計画と医療計画は、平成30年度以降、計画作成・見直しのサイクルが一致することとなるため、第7期ではこれらの計画の整合性や一体的な作成体制の整備等がこれまで以上に求められる。

基本指針について

現状・課題

2. 基本指針の改正に係る今後のスケジュール



2

基本指針について

現状・課題

3. 第6期基本指針の構成

前文

第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

地域包括ケアシステムの基本的理念 / 認知症施策の推進 /
 2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標 /
 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり /
 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上 / 介護サービス情報の公表 /
 介護給付の適正化 / 市町村相互間の連携及び市町村と都道府県との間の連携

第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

【市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項】

基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化 /
 平成37年度の推計及び第6期の目標 / 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 /
 要介護者等地域の実態の把握 / 日常生活圏域の設定 / 他の計画との関係 / その他

【市町村介護保険事業計画の基本的記載事項】

日常生活圏域 / 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み /
 各年度における地域支援事業の量の見込み

【市町村介護保険事業計画の任意記載事項】

地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項 /
 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 /
 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 /
 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 /
 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 /
 市町村独自事業に関する事項 / 介護給付の適正化に関する事項 /
 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

3

基本指針について

現状・課題

第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

【都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項】

基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化 /
平成37年度の推計及び第6期の目標 / 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備 /
要介護者等の実態把握 / 老人福祉圏域の設定 / 他の計画との関係 / その他

【都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項】

老人福祉圏域 / 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み /
老人福祉圏域を単位とする広域的調整 / 市町村介護保険事業計画との整合性の確保

【都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項】

地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項 /
介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項 /
地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項 /
介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項 /
介護サービス情報の公表に関する事項 / 介護給付の適正化に関する事項 /
療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

第4 指針の見直し

別表

4

基本指針について

現状・課題

4. 基本指針の検討にあたって考慮すべき要素

現在、今後の基本指針の検討にあたって考慮すべきと考えられる要素としては、例えば下記のようなものが考えられる。

＜地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案関係＞

- 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
- 医療・介護の連携の推進等
- 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

※ 国会の審議を経て成立した場合、成立した内容を踏まえて、基本指針に反映

＜介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」(平成28年12月9日)関係＞

- 地域包括支援センターの機能強化
- 新オレンジプランに基づく認知症の容態に応じたサービスを受けられる仕組みの構築、認知症の人の視点に立った施策の推進等
- 介護人材の確保(生産性向上・業務効率化等)
- 都道府県による研修や医療職派遣に関する調整等

＜「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」(平成28年12月26日一部改正)関係＞

- 医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保できるよう、都道府県や市町村における計画作成において、関係者による協議の場を設置
- 病床の機能分化・連携の推進に伴う在宅医療等の新たなサービス必要量における医療計画と介護保険事業(支援)計画の整合性の確保と医療・介護の提供体制の整備

＜その他、基本指針の検討にあたって考慮すべき要素＞

- 介護をしながら仕事を続けることができる、「介護離職ゼロ」の実現(ニッポン一億総活躍プラン)
- 介護保険事業(支援)計画上での総量規制の取扱いによる介護療養病床及び医療療養病床からの転換支援の継続(療養病床の在り方等に関する特別部会「療養病床の在り方等に関する議論の整理」)

5

基本指針について

5. 構成等の見直し案

- (注) ●:地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案関係
○:介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」関係
□:地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針関係
△:その他、基本指針の検討にあたって考慮すべき要素

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項		
一 地域包括ケアシステムの基本的理念	一 地域包括ケアシステムの基本的理念 1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 2 介護給付等対象サービスの充実・強化 3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備 4 日常生活を支援する体制の整備 5 高齢者の住まいの安定的な確保	● 地域共生社会の理念 ○ 制度改正の理念「自立支援、介護予防・重度化防止」の明示 ○ 退院時調整等に関する地域包括支援センターの役割 △ コーディネーター等の具体的活動 □ 医療・介護の提供体制の整備に関する、住宅施策との連携、「まちづくり」の一環としての位置づけ
二 認知症施策の推進		
三 二千二十五年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標	三 二千二十五年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標 三 医療介護総合確保法に基づく計画、医療計画との整合性の確保	□ 医療計画との同時改定を踏まえた整合性の確保の必要性、そのために協議の場を持つ必要性 ○ 地域包括支援センターが行うマネジメント支援については、地域全体をターゲットとすることが適当 ○ 地域ケア会議の内容や機能の明確化 ○ 地域包括支援センター職員、認知症施策のための人材育成 ○ 新オレンジプランに基づく認知症の容態に応じた循環型の仕組みの構築等の施策 △ 高齢者虐待の防止(家族支援)
四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり	四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進	● 都道府県による、市町村が行う地域課題の分析等の支援(研修や地域分析の支援、医療職の派遣等のための調整)
五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上	五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上 六 認知症施策の推進	
六 介護サービス情報の公表	七 高齢者虐待の防止等(新設)	
七 介護給付の適正化	八 介護サービス情報の公表	
八 市町村相互間の連携及び市町村と都道府県との間の連携	九 効果的・効率的な介護給付の推進 十 都道府県による市町村支援等 十一 市町村相互間の連携	

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項		
一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項	一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 2 要介護者等地域の実態の把握 (一)被保険者の現状と見込み (二)保険給付の実績把握と分析 (三)調査の実施 (四)地域ケア会議における課題の検討	● データ分析に基づく課題分析等から始まるPDCAサイクルの重要性 ○ 議論に基づく施策反映の重要性 ○ 都道府県による調査実施支援 △ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の積極的活用、介護離職や家族等の介護者の観点も踏まえた調査 ○ 地域ケア会議の内容や機能の明確化 △ 協議体やコーディネーターによるニーズの把握
3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 (一)市町村関係部局相互間の連携 (二)市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催 (三)被保険者の意見の反映 (四)都道府県との連携	3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 (一)市町村関係部局相互間の連携 (二)市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催 (三)被保険者の意見の反映 (四)都道府県との連携	△ 防災部局、障害部局 △ 関係者としての家族、計画作成委員会等における意見集約の重要性 □ 広域的調整の観点からの協議の場、都道府県医療政策部門との協議の場
4 要介護者等地域の実態の把握 (一)被保険者の現状と見込み (二)保険給付の実績把握と分析 (三)調査の実施 (四)地域ケア会議の活用	4 平成三十七年度の推計及び第七期の目標 (一)平成三十七年度の推計 (二)第七期の目標	○ 地域医療構想との整合性

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
5 日常生活圏域の設定 6 他の計画との関係 (一)市町村老人福祉計画との一体性 (二)市町村計画との整合性 (三)市町村地域福祉計画との調和 (四)市町村障害福祉計画との調和 (五)市町村健康増進計画との調和 (六)市町村高齢者居住安定確保計画との調和 (七)社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(社会福祉法第八十九条第一項に規定する基本指針をいう。以下「福祉人材確保指針」という。)を踏まえた取組 (八)介護雇用管理改善等計画(介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)第六条第一項に規定する介護雇用管理改善等計画をいう。以下同じ。)を踏まえた取組 7 その他 (一)計画期間と作成の時期 (二)公表と地域包括ケアシステムの普及啓発 (三)達成状況の点検及び評価	5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 6 日常生活圏域の設定 7 他の計画との関係 (一)市町村老人福祉計画との一体性 (二)市町村計画との整合性 (三)市町村地域福祉計画との調和 (四)市町村障害福祉計画との調和 (五)市町村健康増進計画との調和 (六)市町村高齢者居住安定確保計画との調和 (七)社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(社会福祉法第八十九条第一項に規定する基本指針をいう。以下「福祉人材確保指針」という。)を踏まえた取組 (八)介護雇用管理改善等計画(介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)第六条第一項に規定する介護雇用管理改善等計画をいう。以下同じ。)を踏まえた取組 8 その他 (一)計画期間と作成の時期 (二)公表と地域包括ケアシステムの普及啓発	● 目標の達成状況の住民への公表、PDCAへの活用(地域の実態の把握に基づく課題分析、目標と取組内容の記載、リハ職との連携等による自立支援・介護予防施策の推進、達成状況等の評価) ● 地域共生社会の実現に向けた、地域福祉との整合性 ● 地域共生社会の実現に向けた、障害福祉施策との整合性 △ 市町村高齢者居住安定確保計画(サービス付き高齢者向け住宅等に関する計画)の法定化 △ 計画期間等の時点修正

※ 現在、国会に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が提出されており、国会の審議を経て成立した場合、「市町村賃貸住宅供給促進計画との調和」を追加する予定

8

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項 1 日常生活圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み (一)各年度における介護給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち介護給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み (二)各年度における予防給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち予防給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み 3 各年度における地域支援事業の量の見込み (一)総合事業の量の見込み (二)包括的支援事業の事業量の見込み	二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項 1 日常生活圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み (一)各年度における介護給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち介護給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み (二)各年度における予防給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち予防給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み 3 各年度における地域支援事業の量の見込み (一)総合事業の量の見込み (二)包括的支援事業の事業量の見込み 4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介護給付等の適正化への取組及び目標設定(新設)	△ 総合事業の扱いについて時点修正 ○ 地域包括支援センターの人員体制の見直しに配慮した事業量の見込み ● 地域の実情に応じて、高齢者の自立支援と介護予防等に向けた具体的な取組内容やその目標 ● 計画に記載した目標の達成状況の評価の必要性

9

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に準拠すべき要項(例)
三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項 (一)在宅医療・介護連携の推進 (二)認知症施策の推進 (三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 (四)高齢者の居住安定に係る施策との連携 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 (一)関係者の意見の反映 (二)公募による事業者の指定 (三)報酬の独自設定 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 (一)地域支援事業に要する費用の額	三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項 (一)在宅医療・介護連携の推進 (二)認知症施策の推進 (三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 (四)地域ケア会議の推進(新設) (五)高齢者の居住安定に係る施策との連携 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 (一)関係者の意見の反映 (二)公募及び協議による事業者の指定 (三)報酬の独自設定 (四)人材の確保及び資質の向上(新設) 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 (一)地域支援事業に要する費用の額	● 地域共生社会の理念 □ 医療・介護提供体制整備について、住宅・居住施策との連携やまちづくりの視点の必要性 ○ 認知症の施策について、新オレンジプランに基づく循環型の仕組みを構築していく視点を盛り込む等、各地域で計画的に取り組む必要性 ○ 家庭や社会への参加を促し、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、QOLの向上を目指す介護予防の重要性 ○ 高齢者の社会参加の効能 △ コーディネーターと協議体の具体的な活動 ○ 地域ケア会議の内容や機能の明確化 ● サービスの新規参入が不当に抑制され、健全な競争環境が阻害されることのないよう留意しつつ、また、サービス事業者の質の担保の観点も踏まえた、市町村協議制や事業者指定への保険者の関与 △ 国や都道府県と連携して人材確保策の推進や質の向上に努める必要性 △ サービス単価の設定に関する考え方

10

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に準拠すべき要項(例)
(二)総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス(以下「訪問型サービス等の総合事業」という。)の種類ごとの見込量確保のための方策 (三)地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価 (四)総合事業の実施状況の調査、分析及び評価 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 (一)介護給付等対象サービス (二)総合事業 (三)地域包括支援センターの設置及び適切な運営 5 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 6 市町村独自事業に関する事項 (一)保健福祉事業に関する事項 (二)市町村特別給付に関する事項 7 介護給付の適正化に関する事項 8 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項	(二)総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス(以下「訪問型サービス等の総合事業」という。)の種類ごとの見込量確保のための方策 (三)地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価 (四)総合事業の実施状況の調査、分析及び評価 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 (一)介護給付等対象サービス (二)総合事業 (三)地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価 5 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 6 市町村独自事業に関する事項 (一)保健福祉事業に関する事項 (二)市町村特別給付に関する事項 7 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項	△ 総合事業について、協議体やコーディネーターによる確保の重要性 △ 担い手の確保の重要性 ● 地域包括支援センターの評価の義務化、評価に基づく体制整備 ○ 介護離職防止のための、仕事と介護の両立不安等に対する相談支援の充実強化(土日祝日の開所、電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談会の実施、企業との連携)、これらの取組の円滑な実施を促すための環境整備の重要性 △ 人員体制 ● 経過措置期間について修正

11

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に準拠すべき要素(例)
第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項		
一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項	一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項	● 市町村が保険者機能を果たせるよう、市町村によるデータ分析に基づく課題分析等に対する都道府県による支援の重要性
1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化	1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、 <u>施策の達成状況の評価等</u>	○ 市町村支援のためのデータ整備・提供、集計の重要性
2 平成三十七年度の推計及び第六期の目標	2 要介護者等の実態把握	
(一)平成三十七年度の介護人材等の推計		△ 防災部局、障害部局
(二)第六期の目標		△ 関係者としての家族
(三)施設における生活環境の改善		● 都道府県計画策定における市町村支援の必要性(市町村が行う高齢者の自立支援と介護予防等に向けた取組に対する、都道府県による支援の具体的な内容や目標を都道府県の計画に記載する必要性)
3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備	3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備	● 在宅介護・医療連携事業、認知症施策や権利擁護事業等の推進のための市町村支援
(一)都道府県関係部局相互間の連携	(一)都道府県関係部局相互間の連携	
(二)都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催	(二)都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催	
(三)市町村との連携	4 市町村支援	
4 要介護者等の実態把握	5 平成三十七年度の推計及び第七期の目標	
5 老人福祉圏域の設定	(一)平成三十七年度の介護人材等の推計及び確保	□ 老人福祉圏域と二次医療圏域とを可能な限り一致させるよう努めることの重要性
	(二)第七期の目標	
	(三)施設における生活環境の改善	
	6 老人福祉圏域の設定	

12

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に準拠すべき要素(例)
6 他の計画との関係	7 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	● 目標の達成状況の住民への公表、PDCAへの活用(地域の実態の把握に基づく課題分析、目標と取組内容の記載、リハ職との連携等による自立支援・介護予防施策の推進、達成状況等の評価)
(一)都道府県老人福祉計画との一体性	8 他の計画との関係	● 地域共生社会の実現に向けた、地域福祉との整合性
(二)都道府県計画との整合性	(一)都道府県老人福祉計画との一体性	● 地域共生社会の実現に向けた、障害福祉施策との整合性の確保
(三)医療計画との整合性	(二)都道府県計画との整合性	
(四)都道府県地域福祉支援計画との調和	(三)医療計画との整合性	
(五)都道府県障害福祉計画との調和	(四)都道府県地域福祉支援計画との調和	
(六)都道府県医療費適正化計画との調和	(五)都道府県障害福祉計画との調和	
(七)都道府県健康増進計画との調和	(六)都道府県医療費適正化計画との調和	
(八)都道府県住生活基本計画との調和	(七)都道府県健康増進計画との調和	
(九)都道府県高齢者居住安定確保計画との調和	(八)都道府県住生活基本計画との調和	
(十)福祉人材確保指針を踏まえた取組	(九)都道府県高齢者居住安定確保計画との調和	
(十一)介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組	(十)福祉人材確保指針を踏まえた取組	
7 その他	(十一)介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組	△ 計画期間等の時点修正
(一)計画期間と作成の時期	9 その他	
(二)公表と地域包括ケアシステムの普及啓発	(一)計画期間と作成の時期	
(三)達成状況の点検及び評価	(二)公表と地域包括ケアシステムの普及啓発	

※ 現在、国会に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が提出されており、国会の審議を経て成立した場合、「都道府県賃貸住宅供給促進計画との調和」を追加する予定

13

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に検討すべき要素(例)
二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項 1 老人福祉圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み 3 老人福祉圏域を単位とする広域的調整 4 市町村介護保険事業計画との整合性の確保 三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項 (一)在宅医療・介護連携の推進 (二)認知症施策の推進 (三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 (四)介護予防の推進 (五)高齢者の居住安定に係る施策との連携	二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項 1 老人福祉圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み 3 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介護給付等の適正化への支援及び目標設定(新設) 4 老人福祉圏域を単位とする広域的調整 5 市町村介護保険事業計画との整合性の確保 三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項 (一)在宅医療・介護連携の推進 (二)認知症施策の推進 (三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 (四)地域ケア会議の推進(新設) (五)介護予防の推進 (六)高齢者の居住安定に係る施策との連携	△ 介護療養病床等から新型施設への転換について、総量規制の対象外とすることの必要性 ● 計画に記載した目標の達成状況の評価の必要性 □ 協議の場等の必要性 ● 地域共生社会の理念 □ 医療・介護提供体制整備について、住宅・居住施策との連携やまちづくりの視点の必要性 ● 市町村が行う在宅医療・介護連携推進事業に対する支援、市町村単独では実施困難な事業や複数の市町村にまたがる調整に関する広域的な支援等の必要性 ○ 認知症の施策について、新オレンジプランに基づく循環型の仕組みを構築していく視点を盛り込む等、各地域で計画的に取り組む必要性 ○ 地域ケア会議の内容や機能の明確化 ● リハ職等専門職の広域的調整に係る関係団体との連携、体制構築

14

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に検討すべき要素(例)
2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項 (一)介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項 (二)ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項 (三)ユニット型施設の整備の推進のための方策に関する事項 3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項 5 介護サービス情報の公表に関する事項 6 介護給付の適正化に関する事項 7 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項	2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項 (一)介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項 (二)ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項 (三)ユニット型施設の整備の推進のための方策に関する事項 3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項 5 介護サービス情報の公表に関する事項 6 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項	□ 在宅医療・介護連携の核となる人材(医療と介護の両分野に精通し、各分野における連携を推進できる人材等) △ 介護離職防止の実現に向けた、介護支援専門員の資質向上 ● 経過措置期間について修正

15